

呉市新婚・子育て世帯 まちなか定住促進事業

新婚世帯又は子育て世帯の安全で利便性の高いまちなか定住の促進のため、新婚世帯又は子育て世帯が高い省エネ性能を有する新築住宅や中古集合住宅を取得し、居住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。



新婚・子育て世帯が新築住宅や中古集合住宅を購入した場合

移住希望者の場合

50万円

市内在住者の場合

30万円

対象者・補助額

- 本市に定住するため、**居住誘導区域内**の新築住宅や中古集合住宅(三親等内の親族から取得する住宅は除く)を取得する

新婚世帯又は子育て世帯

定住…本市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上本市に生活の本拠を有する予定のもの

新婚世帯…交付申請日が、婚姻日から3年以内又は交付申請を行う同一年度中に婚姻する場合で、かつ夫婦ともに**40歳未満**の世帯
子育て世帯…交付申請日において、中学生以下の子(出産予定等の子を含む)がいる世帯

●補助額

移住希望者…50万円

市内在住者…30万円

対象住宅

- 新築住宅**…住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準で定める**断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上の性能を有する住宅(ZEH水準を満たす住宅)**
- 中古集合住宅**…**新耐震基準を満たす集合住宅**
- 本市内において、専ら人の居住の用に供する家屋で、**延べ床面積50㎡以上**
(併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限ります。)

補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 自治会に加入すること。(ただし、自治会が結成されていない地域にあってはこの限りではない。)
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。 ●世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 所有権保存登記又は所有権移転登記の登記名義人になること。
- これまでに当課で実施の住宅取得に関する補助金を受けたことがないこと。

注意点・手続き上の期限等

- 新築住宅や中古集合住宅を取得(所有権移転登記完了)する前に補助金交付申請手続きが必要です。**
 - この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
 - 令和7年度予算の範囲内で実施する事業です。
- ※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

利用申請書式はこちら



きて



【フラット35】 地域連携型も利用できます。 年△**0.5%**

お問い合わせ先:呉市住宅政策課

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5F
(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831

呉市公式キャラクター「呉氏」